

真実を伝える 組合機関紙

かいな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

JMITU主要企業 支部分会 冬ボーナス回答速報

各本部	支部・分会	一般職平均	月数
東京北部	アドバンテスト	1,369,580	4.00
埼玉	芝浦電子	1,218,992	3.97
愛知	川本製作所	1,204,500	3.95
+5万円			
東京西部	リガク	1,125,000	3.19
京滋	カシフジ	1,090,000	3.42
長野	前田製作所	1,056,000	3.80
東京西部	超音波工業	1,025,000	3.02
東京東部	大東工業	1,020,000	2.34
東京南部	日本IBM	1,005,000	2.22
大阪	日立建機ティエラ	1,000,000	3.45
東京北部	東洋精機	975,000	2.70
東京南部	キンドリルジャパン	966,000	2.12
東京西部	リオン	950,000	2.88
通信産業	NTTデータ	931,500	-
東京西部	大興電子通信	919,917	2.71
埼玉	村松フルート	916,358	2.69

冬ボーナス 組合推定平均支給額 (本体・Band 7以下一般職) (円)

会社	会社業績 達成度 (支払用)	支給額	月数	増加額 (対前年比)	
2023年	日本IBM	69	926,000	2.06	-
	キンドリルジャパン	80	916,000	2.05	-
2024年	日本IBM	106	1,005,000	2.22	79,000
	キンドリルジャパン	96	966,000	2.12	50,000

2023年 日本IBM 69 926,000 2.06 -
 キンドリルジャパン 80 916,000 2.05 -
 2024年 日本IBM 106 1,005,000 2.22 79,000
 キンドリルジャパン 96 966,000 2.12 50,000

本では、少数組合である
 を引き出しました。大阪地
 09万円(3.42ヶ月)
 シフジ支部が2次回答1
 ました。京滋地本ではカ
 月+5万円)を引き出し
 4500円(3.95ヶ
 部では3次回答120万
 た。愛知・川本製作所支
 0ヶ月)を引き出しまし
 68万5373円(2.2
 NAKA支部が2次回答
 長野地本では日酸TA
 き出しました。

昨年よりアップも不十分
 このように日本IBM、
 キンドリルジャパンを含
 め多くの支部分会で回
 は昨年実績を上回って
 るものの要求に届かず、
 物価高騰を補うにはまだ
 不十分な水準です。
 まだ多くの支部分会が
 を継続しています。

物価高騰が依然として
 続いている中、JMITU
 Uの24年末一時金闘争は、
 11月14日現在、81支部
 分会が回答を引き出して
 います。また、上積み回
 答を求めて奮闘する支部
 分会が広がり、上積み回
 答を引き出したところは、
 15支部分会にのぼります。
 JMITU主要企業の伸

0.07ヶ月)となつて
 います。昨年同時期の伸

結果を上げています
 埼玉地本では、日信工
 業支部が3次回答72万円

902円(1.30ヶ月)
 を引き出しました。
 東京北部では鈴木シャ
 ター支部が2次回答71万
 円(2.50ヶ月)を引
 き出しました。

また、キンドリルジ
 パンの組合推定平均支給
 額は、賃上げ日が7月1
 日のため、夏ボーナス時
 より1万8千円アップの
 96万6千円(2.12ヶ
 月)で、昨年より5万円
 アップでした。

JMITU冬ボーナス回答速報 組合員平均 昨年を3万7375円上回る

(2.25ヶ月+2万円)
 を引き出したほか、東鋼
 業支部でも65万円(1.
 95ヶ月)の2次回答を
 引き出しました。

電業支部で2次回答62万
 円(2.16ヶ月)を引
 き出しています。

IBM・キンドリルの状
 況
 上表の通り、日本IB
 Mの組合推定平均支給額
 は、賃上げ日が5月1日
 のため、夏ボーナス時と
 同額の100万5千円
 (2.22ヶ月)で、昨
 年より7万9千円アップ
 でした。

今年こそ、すべての仲間に 大幅賃上げを! 25春闘

全国統一闘争と国民総ぐるみの春闘を闘い抜こう!



裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

定年後再雇用不当行為事件	1/21(火)13:30	中央労働委員会会議室
定年後再雇用賃金差別裁判	2/06(木)11:00	東京地裁510号法廷
AI 不当労働行為事件は、8月1日に都労委で勝利和解しました。		

日本IBM・シニア契約社員の賃金 本当年収222万円がいいのか(連載⑥)

シニア契約社員制度に関する情報要求と会社回答

日本IBMの定年後再雇用制度であるシニア契約社員の賃金(月額給与18万5千円・年収222万円)が続いており、社会的責任やモラルが問われています。組合は、日本IBMのシニア契約社員の賃金に関する問題点や労使交渉の模様などをシリーズで連載しています。今回は6回目の連載となります。前号まで5回連続で団交のやりとりを中心で紹介してきましたが、会社の不誠実な対応は紹介した通りです。

8. 定年までペイ・フォー・パフォーマンス、スキルに応じた賃金だと言われ、60歳になるとなぜ一律にバンド3の仕事しかありませんという制度になるのか回答すること。(会社回答)

改正高年齢者雇用安定法の施行により60歳定年退職後に雇用継続を希望する社員全員に雇用機会を提供する必要性が生じたところ、IBMにおける顧客からの受注件数・受注額自体に大きな変化がない中で、新規採用等の会社全体の運営や従業員の年齢分布に影響が出ないようにするためには、定年再雇用者向けの新たな仕事を創出する必要があります。

9. 「シニア契約社員の職務は、外注していた業務等の一部中止して新たに創出したもの」と断定しているが、シニア契約

提供する必要性が生じたところ、IBMにおける顧客からの受注件数・受注額自体に大きな変化がない中で、新規採用等の会社全体の運営や従業員の年齢分布に影響が出ないようにするためには、定年再雇用者向けの新たな仕事を創出する必要があります。

社員のすべての業務を承認した調査方法、結果を開示すること。(会社回答)

シニア契約社員の業務については、契約開始時および契約更新時にマネージャーが業務アサインチェックリストを用いてバンド3相当の業務を検討し、事前にオフアール内容について社員に確認をとっています。業務アサインに際しては、社員の申し込み内容や健康状態も配慮しています。

10. 業務のアサインがまったく無いシニア契約社員がいるかどうか、業務のアサインが勤務時間の50%未満というシニア契約社員がいるかどうか、を回答すること。(会社回答)

現時点でそのような実態は把握しておりません。なお、一時的に担当業務がなくなることは正社員であってもしばしば発生する事態であり、サポート業務のみに従事しているシニア契約社員については同様の事態がより発

不誠実団交をやる

東京都労働委員会は、今年3月に日本IBM(シニア契約社員制度)事件において発した命令において、シニア契約社員の給与を議題とする団体交渉における日本IBMの対応は、次の理由で不当労働行為に当たると認定しています。

このような都労委命令を受けながら日本IBMは今も上記のような不誠実な回答を繰り返しています。組合は会社の不誠実な対応とは一貫してたたかいて紹介しています。(次回につづく)

第7回リーダー養成講座10月4日、11日 執行委員としての心構えを学べた

第7回リーダー養成講座の3回目となる10月4日(金)は埼玉地本の泉田隆徳委員長が講師を務め、39人が参加、賃金と労働時間短縮について学びました。4回目の10月11日は40人が参加し、4グループに分かれて疑問や自分の支部での問題点などを議論しました。

賃金の水準とは

10月4日の講座では、憲法で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」とはギリギリの生活ではなく、人間らしく余暇を楽しんだり、食事に行くことが普通の生活ができるこ

と。つまり、賃金は普通の生活ができる水準でなくてはならない。そして会社には労働者の生活を守る義務がある。そのため、要求作りは仲間の生活実態を基にして行うのだと学びました。

また、昨今ではジョブ型などの成果主義賃金の導入が広がっています。導入された職場では、評価が下がらないよう、ミスの隠蔽、責任転嫁などが生じ、最終的に評価が下がり、低賃金になる。生計費原則に基づくのが賃金です。導入を阻止し、導入済みの所は、査定をやめる要求を提出し、査定があってもベースアップを粘り強く要求していくことが大事です。

労働時間の短縮

労働時間の短縮は、賃金とともに、労働者の基本要求です。平日、長時

間労働が常態化すれば、休日回復に充てられ、趣味などに活用することは難しくなります。健康管理でも、1日の疲れはその日にとって翌日に備えることが望ましいです。平日でも趣味やスポーツ、文化的・社会的な活動に使う時間を確保するには時短が必要。日本の法律ではそもそも残業してはいけない。36協定を結び

残業が可能になる。残業が当たり前という労働者の意識改革も必要です。泉田講師から36協定を毎月締結することで要求実現へ向け、戦略的に活用できる例が紹介されました。

団交への不安

分散会で出た意見に団交での悩みが複数上まりました。何を話していいかわからず、ベテラン任せ。会社より支部からの

非難が怖いという意見などが出されました。それに対し、団交前に交渉するポイントを整理し、共有する。発言に慣れるために役割分担し、全員が発言する。失敗しても、次はどう言うか、事前に調べて知識を入れる。新人が会社からつかまされた時にはベテランがフォローするといった意見が出ました。

成果主義の広がり

成果主義についてもあがりました。90年代から広がり、失敗だとやめた所もあるが、最近再開しているのはなぜか。との質問に、形を変えながら続いてきた。15〜20年かけて定着させられた支部もある。頑張っているから評価されて当然だと言う人もいます。会社にうまみがある。人件費抑制、ほぼ上がない仕組み。

成績、評価で賃金変えられ、年功序列はほぼない。賃金の上がない国の要因のひとつとなっている。対策として、査定内容

の基準をきちんと説明させ、公平性や透明性を担保できるか確認。学習会を行い、危険性や対策を学ぶ。シミュレーションして生涯賃金がどれだけ違うか理解するなどの発言があがりました。

参加者の感想

今回のリーダー養成講座は完全オンライン全4回の連続講座という新形式で行われました。

参加者からは、気軽に参加しやすかった、普段オンラインを使用していなかったが、別事業所とのやりとりに活用したいという感想や執行委員としての心構えを知れた。どこの支部でも共通の悩みがあり、交流の無い支部の経験や意見が聞けて勉強になった。自分たちの課題が見え、取り入れたいなどの感想が寄せられています。



労働時間の短縮は、賃金とともに、労働者の基本要求です。平日、長時

分散会で出た意見に団交での悩みが複数上まりました。何を話していいかわからず、ベテラン任せ。会社より支部からの

組合なんでも相談窓口				
会社名	事業所名	職場名	氏名	電話番号
IBM	箱崎	ISEL	大岡 義久	090-5243-3082
Kyndryl	六本木	サービスエクセレンス	笹目 芳太郎	080-5915-6329
IBM	大阪	TLS	河本 公彦	080-5915-5204
事務所連絡先	TEL 03-3583-9037 (月水金 13-16時・除休日) FAX 03-5562-0853 メール: kumiai@jmitu-ibm.org WEB: https://www.jmitu-ibm.org/			
注) 上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ				
法律相談	労働問題・民事一般相談受付(要予約)			
東京法律事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)			
旬報法律事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)			
桜木町法律事務所	弁護士 岡田 尚 横浜市中区山下町207-2 関内JSビル6階 TEL 045-212-1503			
ほづみ法律事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号			